

國學院大學文書取扱規程

第11条 重要な会議の議事録、役教職員人事記録、資産に関する重要文書、学籍簿、法令上保存を必要とする文書及びその他重要文書は、安全な場所に保管しなければならない。

國學院大學文書保存規程

第8条 保存文書は、みだりに閲覧、複写、持ち出し、又は貸与してはならない。

第9条 特に重要な文書は、保管に留意し、非常の場合は優先して持ち出しができるようにしなければならない。

第10条 保存年限を経過した文書は、保存文書目録に廃棄日を記入のうえ、各課・室において廃棄する。